

エフコープ生活協同組合「エフセ積立制度」利用約款

1. 目的

この約款は、エフコープ生活協同組合(以下、「生協」といいます)のエフセ積立制度(以下、「エフセ積立」といいます)の利用に関するルールを定めたものです。

2. 内容

「エフセ積立」とは、生協が、組合員における葬祭関連の急な出費に対する不安に備えるために創出した、エフセが取り扱う葬儀、ギフト、料理、仏壇・仏具など（以下、エフセサービスという）の利用を目的とした積立制度です。

3. 「エフセ積立」の申し込み

- (1) 「エフセ積立」は、生協の組合員のみ利用することができます。
- (2) 「エフセ積立」は、「エフセ積立登録・変更申込書」にて、生協に申し込みます。
- (3) 生協の支払いについて銀行等金融機関の口座登録がない組合員および、クレジットカードによる支払いの組合員は、「エフセ積立」の利用はできません。
- (4) 生協は、「エフセ積立登録・変更申込書」を受理後、「エフセ積立登録証」を発行します。

4. 「エフセ積立」の積立金の払込み方法とエフセ積立金の上限額

- (1) 「エフセ積立」の積立金（以下、「エフセ積立金」という）の払込み方法は、毎月払いまたは一時払いを選択することができます。
- (2) 毎月払いは月額 1,000 円、3,000 円、5,000 円いずれかを選択し、一時払いは、30 万円を 1 口として、最大 4 口 120 万円まで 1 口単位で払込むことができます。
- (3) エフセ積立金の払込みは、毎月 13 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に生協登録口座からの引落としにより行います。13 日に引落としができなかった場合は、26 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に再度引落としを行います。万が一 26 日も引落としができなかった場合は、翌月に 2 ヶ月分の引落としはしません。
ただし、休日等の関係で引落とし日は翌月 14 日以降の日に変更になることがあります。その場合は、WEB サイトへ事前に掲示を行います。
- (4) エフセ積立金の組合員 1 人当たりの積立上限額は、120 万円とします。
- (5) エフセ積立金の積立額が 120 万円に到達した時点で生協によるエフセ積立金の引落としは休止します。
- (6) 積立上限額まで達した組合員が積立金を使用し 120 万円を下回った場合は、再度 120 万円に達するまでエフセ積立を行うことができます。
- (7) エフセ積立金に利息はつきません。

5. エフセ積立残高のお知らせ

- (1) 生協は、「エフセ積立」の利用登録者（以下、「エフセ積立登録者」といいます）に対して事業年度毎に年 1 回積立残高を通知します。
- (2) 前項の積立残高の通知を受け取ったエフセ積立登録者は、速やかにその内容を確認し、万が一その内容に異議がある場合には、15 日以内に生協に申し出るものとします。

6. エフセ積立金の利用

- (1) エフセ積立金は、エフセサービスを利用し、エフコープへの支払いが発生する場合に利用するこ

とができます。ただし、エフセが取り扱う葬儀は、エフセ積立登録者本人とその家族に限るものとします。

- (2) エフセ積立金をエフセサービスに利用する場合は、「充当・解約申込書」にて手続きを行います。
- (3) エフセサービスの利用代金がエフセ積立金を上回る場合は、利用代金からエフセ積立金を差し引いた残金をエフセ積立登録者に請求します。エフセサービスを利用した後も、エフセ積立登録者本人から解約申込みがあるまでは、エフセ積立金の払込みは継続します。ただしエフセ積立登録者本人の死亡が確認された場合は、生協は積立金の引落しを休止します。
- (4) エフセ積立登録者本人が死亡し、エフセ積立金をエフセサービスの利用代金に充てる際は、喪主または遺族による「充当・解約申込書」の提出が必要です。

7. 「エフセ積立」の特典

- (1) エフセ積立登録者は、以下の特典を受けることができます。
 - ① エフセ葬を利用された場合、四十九日の供花
 - ② エフセが取り扱う返礼品ギフトを利用された場合、組合員価格より 3%割引（配送料、システム料、ギフト券は割引対象外）

8. 「エフセ積立」の解約およびエフセ積立金の返金

- (1) エフセ積立登録者に以下の事情が生じた場合、生協は「充当・解約申込書」にて解約手続きを行います。
 - ① エフセ積立登録者が生協を脱退した場合
 - ② エフセ積立登録者本人が死亡した場合
 - ③ 生活に困窮するなど、やむを得ない事情がある場合
- (2) 解約の際の手数料はいただきません。
- (3) 解約の手続きは、(1) の①、③の場合は、エフセ積立登録者本人またはその法定代理人が行います。また、(1) の②の場合は、エフセ積立登録者の法定相続人が、生協の出資金の返金に準じた方法にて行います。
- (4) 解約の際、「エフセ積立登録証」は生協に返却するものとします。
- (5) 解約手続き終了後、生協は、速やかに、エフセ積立登録者の生協登録口座もしくは指定口座にエフセ積立金の返金を行います。

9. 「エフセ積立」による権利義務の承継

- (1) 「エフセ積立」の利用に基づく権利義務は、他人に譲り渡すことはできません。
- (2) エフセ積立登録者が死亡した場合は、死亡日の翌日をもって生協の法定脱退が成立するためエフセ積立登録者たる地位の承継（受け継ぎ）はできません。

10. 個人情報の利用

- (1) 生協は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および生協の「個人情報保護基本方針」にもとづき、個人情報を適切に取り扱います。お預かりした個人情報は、以下の目的のために利用させていただきます。
 - ① エフセが取り扱うサービスの提供
 - ② エフセ積立残高の管理、通知の送付
 - ③ エフセ積立に関する問い合わせ対応や連絡
 - ④ 生協からのお知らせ

11. 本約款の変更

- (1) 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他葬祭サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。
- (2) 前項の場合、生協は本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 利用者への配布
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ③ WEB サイトへの掲示
 - ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

発効日：2022 年 11 月 28 日

第 3 版